平成２９年（フ）第３３９号
神戸市垂水区星陵台２丁目１番１―303号
債務者　堀　　由佳
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５号
広島市南区東雲２丁目12番３―305号
債務者　南家みどり
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１５号
広島市中区堺町１丁目５番22―203号
債務者　桑田　優美
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１号
愛媛県松山市空港通７丁目14番４号　レジデンス空港401号
債務者　芳野　和義
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８２号
愛媛県松山市空港通７丁目14番４号　レジデンス空港401号
債務者　芳野　るみ
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
宮崎県えびの市大字向江613番地　イコイソウ２Ｆ
債務者　才口　久子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３９号
北海道小樽市稲穂２丁目19番12号、前住所北海道小樽市朝里川温泉１丁目306番地　サーム朝里が丘132号
債務者　木戸　良吉
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第２５号
宮城県栗原市若柳有賀字太子109番地１
債務者　小野寺聖太
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
茨城県牛久市田宮町598番地84
債務者　渡辺真由美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
茨城県牛久市上柏田４丁目32番地７、前住所茨城県牛久市上柏田４丁目16番地５
債務者　榎薗　徹朗
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
福井市江尻ケ丘町67番地
債務者　谷奥さやか
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
福井市上北野２丁目５番13号
債務者　**若**森　悦美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
福井市円山１丁目205番地　ボナール円山102
債務者　的場　木助
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
福井県あわら市市姫５丁目14―17、住民票上の住所福井県あわら市市姫４丁目19番10号
債務者　本多　　稔
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
長野県上田市中央６丁目11番19号２階　清水小池法律事務所方
債務者　藪田　　薫
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１８８号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目７番１号　レファインド南立花504
債務者　松田　正也
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番５―905号
債務者　**椹**山百合子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目10番22―406号
債務者　奥　　雄樹
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係